

● 次の禁止物件に許可を得て表示できる「自家広告物」

【条例第7条第3項第1号】

禁止物件の区分	許可を得て設置(表示)できる「自家広告物」の基準
石垣又はよう壁に表示する場合	連続するひとつのよう壁等への表示面積は、5㎡以下であること。(建造物の表面面積を限度とする。) 【別表第2第5号イ】
送電塔、送受信塔、照明塔、展望塔、煙突、ガスタンク、水道タンク、その他のタンクに表示する場合	表示面積は、15㎡以下であること。(建造物の表面面積を限度とする。) 【別表第2第5号ロ】

※この基準は、自家広告物を表示する場合のみのものです。

● 次の禁止物件に許可を得て表示できる広告物

【条例第7条第3項第3号・別表第2第6号】

禁止物件の区分	許可を得て設置(表示)できる「広告物」の基準
煙突、ガスタンク、水道タンク、その他のタンクに表示する場合	空、動物、植物、風景その他周囲の景観に調和したものを描写した「絵画」又は被写体とした「写真」は、表面全体に表示できる。